

○総務省令第九十号

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

総務大臣 松本 剛明

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章・第二章 略」 第三章 日本放送協会等 第一節 通則（第十条） 第二節 業務（第十条の二―第十六条） 「第三節―第六節 略」 「第四章―第九章 略」 附則 第三章 日本放送協会等 第二節 業務 （必要的配信を行う放送番組の放送の日からの期間） 第十条の二 法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組の放送を終了した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該時刻までの間とする。 （業務規程の記載事項等） 第十条の三 業務規程（法第二十条の四第一項に規定する業務規程をいう。以下この条及び第三十条第二号において同じ。）には、次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。 一 番組関連情報配信業務（法第二十条の四第一項に規定する番組関連情報配信業務をいう。以下この項において同じ。）の種類 二 番組関連情報配信業務の内容 三 番組関連情報配信業務の実施方法（番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模を含む。） 四 前各号に掲げる事項が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであるようにするための措置 五 番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることを確保するための措置 六 番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信（法第二十一条第三十一号に規定する配信をいう。以下同じ。）の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置 七 法第二十条の四第四項に規定する評価の方法 2 法第二十条の四第一項の規定による届出をする場合には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一 前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要なとなつた事項（法第二十条の三第十項前段に規定する措置（第十四条の二において「試行的受信措置」という。）を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。）を記載した一切の書類	目次 「第一章・第二章 同上」 第三章 日本放送協会等 第一節 「同上」 第二節 業務（第十一条―第十六条） 「第三節―第六節 同上」 「第四章―第九章 同上」 附則 第三章 「同上」 第二節 「同上」 「新設」 「新設」 「新設」

二 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 総務大臣は、法第二十條の四第一項の規定による届出があつた場合には、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、届出のあつた業務規程及び前項各号に掲げる書類を公表するものとする。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(実施基準の記載事項)

第十二條の二 法第十二條第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十條第二項第二号又は第三号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項

二 インターネット活用業務の経理に関する次の事項

イ 第三十二條各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法

ロ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法

ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置

ニ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項

三 法第二十條第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項

四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十條第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

五 その他インターネット活用業務に関し必要な事項

(実施基準の認可申請)

第十二條の三 法第二十條第十二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要

二 定め又は変更しようとする理由

三 実施しようとする期日

2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。

(実施計画の記載事項等)

第十二條の四 法第二十條第十六項の実施計画には、同条第十二項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

一 インターネット活用業務の種類

二 インターネット活用業務の内容

三 インターネット活用業務の実施方法

四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項

イ 日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供す

(業務の認可申請)

第十三条 法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

【一〇六 略】

(協会の子会社)

第十四条 法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、日本放送協会(以下「協会」という。)(が他の会社等(会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。))、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。)(の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)(をいう(以下この項において同じ。))。

一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)(の議決権等の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。))を含む。以下この項及び第十五条第二項第四号イにおいて同じ。)(の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合

【イ〇ニ 略】

【二〇三 略】

(配信の品質制限措置)

る業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。)(その他の受信料財源インターネット活用業務(インターネット活用業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。)(の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細

ロ 有料インターネット活用業務(法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。)(の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細

五 法第二十条第二項第二号の業務(以下「二号業務」という。)(に関する料金その他の提供条件に関する事項

六 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項

七 インターネット活用業務の経理に関する次の事項

イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法

ロ 第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法

ハ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法

ニ 区分経理の実施の適正を確保するための措置

ホ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項

ハ その他インターネット活用業務に関し必要な事項

2 法第二十条第十六項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(業務の認可申請)

第十三条 法第二十条第二十一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

【一〇六 同上】

(協会の子会社)

第十四条 法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等(会社(外国会社を含む。))、組合(外国における組合に相当するものを含む。))、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。)(の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)(をいう(以下この項において同じ。))。

一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)(の議決権等の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。))を含む。以下この項及び次条第二項第四号イにおいて同じ。)(の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合

【イ〇ニ 同上】

【二〇三 同上】

第十四条の二 法第二十条の第三十項の総務省令で定める措置は、次のいずれかとする。 一 試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第二十一条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置 二 前号に定める措置に類するものであつて、試行的受信措置を講じた放送番組又は番組関連情報であることが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保するための措置 協会は、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組及び番組関連情報については、前項各号に掲げる措置に代えて、利用者が当該放送番組及び当該番組関連情報について、試行的受信措置を講じたものであることが分かるために必要な最小限度の措置によることができる。	（実施基準の記載事項） 第十四条の三 法第二十一条の二第一項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。	一 任意的配信業務（法第二十一条の二第一項に規定する任意的配信業務をいう。以下同じ。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項 二 任意的配信業務の経理に関する次の事項	イ 第三十二条各項の規定による任意的配信業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法 ロ 任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法 ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置 ニ その他任意的配信業務の経理に関し必要な事項 三 法第二十一条の二第五項の実施計画の実施の状況に関する事項 四 その他任意的配信業務に関し必要な事項	（実施基準の認可申請） 第十四条の四 法第二十一条の二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要 二 定め又は変更しようとする理由 三 実施しようとする期日 2 前項の申請書には、任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。	（実施計画の記載事項等） 第十四条の五 法第二十一条の二第五項の実施計画には、同条第一項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施する任意的配信業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。 一 任意的配信業務の種類 二 任意的配信業務の内容
---	---	---	---	---	---

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

三 任意的配信業務の実施方法	四 任意的配信業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
イ 受信料財源任意的配信業務（任意的配信業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細	ロ 有料任意的配信業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
五 法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項	六 任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
七 任意的配信業務の経理に関する次の事項	イ 第三十二条各項の規定による任意的配信業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
ロ 第三十二条第六項の費用の整理に関する計算方法	ハ 任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法
ニ 区分経理の実施の適正を確保するための措置	ホ その他任意的配信業務の経理に関し必要な事項
ハ その他任意的配信業務に関し必要な事項	2 法第二十一条の二第五項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする
第三節 経営委員会	
（意見の求め）	
第十八条 「略」	
2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及び任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。	
一 法第七十一条の二第二項に規定する中期経営計画	二 法第六十四条第八項第二号に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
三 法第二十一条の二第二項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）	

第三節 「同上」	
（意見の求め）	
第十八条 「同上」	
2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。	
一 「同上」	二 法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
三 法第二十条第十二項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）	

四 その他経営委員会が定める事項 〔3〕9 略	四 〔同上〕 〔3〕9 同上
第四節 受信料等 (特定受信設備の範囲) 第二十一条 法第六十四条第八項第三号に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。 (受信料の免除の基準の認可申請) 第二十二条 法第六十四条第四項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〕四 略 (受信契約の条項に定める事項) 第二十三条 法第六十四条第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第四節 〔同上〕 (特定受信設備の範囲) 第二十一条 法第六十四条第一項に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。 (受信料の免除の基準の認可申請) 第二十二条 法第六十四条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〕四 同上 (受信契約の条項に定める事項) 第二十三条 法第六十四条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 受信契約の種別に関する事項 二 法第六十四条第二項第二号に規定する受信契約の締結をする必要がない者に関する事項 三 法第六十四条第八項第五号ロに規定する基準に関する事項 四 略 (割増金の額に係る倍数) 第二十三条の二 法第六十四条第六項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。 (受信契約の条項の認可申請) 第二十四条 法第六十四条第五項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〕四 略 第五節 財務及び会計 (事業計画の記載事項) 第二十七条 法第七十条第一項の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 〔一〕三 略	一 〔同上〕 二 法第六十四条第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項 〔新設〕 三 略 〔同上〕 (割増金の額に係る倍数) 第二十三条の二 法第六十四条第四項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。 (受信契約の条項の認可申請) 第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〕四 同上 第五節 〔同上〕 (事業計画の記載事項) 第二十七条 同上 〔一〕三 同上 四 〔同上〕
四 受信契約件数 (1) 有料契約見込件数(次のそれぞれについて、前年度の契約件数を付記して前年度との比較増減を記載すること。) 年度初めの契約件数 年度内の新規契約件数 年度内の解約件数 年度内の増加(又は減少) 契約件数 (2) 受信料免除見込件数(有料契約見込件数に準じて記載すること。) 〔五・六 略〕 (業務報告書の記載事項)	(2) 受信料免除見込件数 有料契約見込件数に準じて記載すること。 〔五・六 同上〕 (業務報告書の記載事項)

第三十条 法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一 略〕

二 放送番組の概況（番組関連情報の概況及び業務規程の遵守状況を含む。）

〔三〕十二 略〕

（区分経理の方法）

第三十二条 協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。） 一般勘定

二 有料任意的配信業務 有料任意的配信業務勘定

三 法第二十条第三項の業務 受託業務等勘定

2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一 放送番組の配信に係る費用

二 番組関連情報の編集及び配信に係る費用

3 協会は、第一項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一 二号業務に係る費用

〔削る〕

二 法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用

4 協会は、有料任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一 二号業務に係る費用

二 三号業務に係る費用

5 協会は、前各項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。

6 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の五第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

7 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施した任意的配信業務の経理を第一項、第三項及び第四項の規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による受信料財源任意的配信業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料任意的配信業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。

（財務諸表の様式）

第三十条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 放送番組の概況

〔三〕十二 同上〕

（区分経理の方法）

第三十二条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 有料インターネット活用業務 有料インターネット活用業務勘定

三 〔同上〕

〔新設〕

2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一 〔同上〕

二 二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用

三 〔同上〕

3 協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一 〔同上〕

二 〔同上〕

4 協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。

5 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十二条の四第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

6 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施したインターネット活用業務の経理を第一項から第三項までの規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。

（財務諸表の様式）

第三十四条 法第七十四条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定める書式により調製するものとする。	第三十四条 [同上]
〔2 略〕 3 法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 〔一〇三 略〕	〔2 同上〕 3 [同上] 〔一〇三 同上〕
四 資産及び負債並びに損益の状況（次のいずれかにより、別表第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。） 〔イ〜タ 略〕	四 [同上] 〔イ〜タ 同上〕
レ 別表第三号の二に定める様式による受信料財源任意的配信業務に係る費用の明細 ソ 別表第三号の三に定める様式による有料任意的配信業務に係る費用の明細 ツ 第三十二条各項の規定による必要的配信業務及び任意的配信業務その他の業務の経理に關する区分経理の実施方法 〔ネ〜ラ 略〕 〔五〇十一 略〕	レ 別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細 ソ 別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細 ツ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に關する区分経理の実施方法 〔ネ〜ラ 同上〕 〔五〇十一 同上〕
第六節 雜則 （情報提供の方法及び範圍） 第五十五条の二 法第八十四条の二第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。	第六節 [同上] （情報提供の方法及び範圍） 第五十五条の二 [同上]
2 法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。 〔一 略〕	2 [同上] 〔一 同上〕
二 協会の業務に關する次に掲げる情報 〔イ〜ホ 略〕	二 [同上] 〔イ〜ホ 同上〕
ヘ 法第二十一条の二第一項の実施基準（任意的配信業務の実施に要する費用に關する事項の算定根拠その他の關連する資料を含む。）、同条第五項の実施計画及び二号業務に關する料金その他の提供条件 ト 法第六十四条第八項第二号に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（關連する資料を含む。）、受信料の徴収に關する業務に關する情報その他の受信料に關する情報 〔チ・リ 略〕	ヘ 法第二十条第十二項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に關する事項の算定根拠その他の關連する資料を含む。）、同条第十六項の実施計画及び二号業務に關する料金その他の提供条件 ト 法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（關連する資料を含む。）、受信料の徴収に關する業務に關する情報その他の受信料に關する情報 〔チ・リ 同上〕
ヌ 経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、任意的配信業務その他の協会の重要事項に關する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料 〔ル〜ヨ 略〕 〔三 略〕	ヌ 経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用業務その他の協会の重要事項に關する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料 〔ル〜ヨ 同上〕 〔三 同上〕
四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に關する次に掲げる情報 イ 法第二十一条の二第五項の実施計画の実施の状況に關する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に關する情報	四 [同上] イ 法第二十条第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に關する資料、同条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用の

「ロ〜ハ略」
「五略」

附則

「削る」

業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報
「ロ〜ハ 同上」
「五 同上」

附則

(財務諸表の様式の特例)

2 平成二十七年から令和三年までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中

「 未払消費税等 引当金	_____	_____	_____	_____	_____
「 未払消費税等 東京オリンピック ・パラリンピック 関連費用引当金	_____	_____	_____	_____	_____
「 国際催事放送権料 引当金	_____	_____	_____	_____	_____
「 国際催事放送権料 引当金 東京オリンピック ・パラリンピック 関連費用引当金	_____	_____	_____	_____	_____

「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」
「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く）をいう。

く。)のための引当金をいう。」

「受 信 料 前 受 金」	—	—	「
---------------	---	---	---

「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金 受 信 料 前 受 金」	—	—	「
---------------------------------------	---	---	---

「国際催事放送権料引当金」	—	—	「
---------------	---	---	---

「国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	—	—	「
---------------------------------------	---	---	---

「国際催事放送権料引当金の増減額」	—	—	「国際催事放送権料引当金の増減額 東京オリンピック・パラリンピック
-------------------	---	---	-----------------------------------

関連費用引当金の増減額」

3|| (新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例) 経営委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更（受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。）を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 議決した事項の題名
- 二 第十八条第二項の規定による手続を実施しなかった旨及びその理由

別表第二号（第26条関係）

予 算 の 科 目			
（一般勘定）			
（事業収支）			
款	項	説 明	
事業収入			

【削る】

別表第二号（第26条関係）

予 算 の 科 目			
（一般勘定）			
（事業収支）			
款	項	説 明	
事業収入			

事業支出	受信料	
	交付金収入	国際放送・配信関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費 必要的配信費 受信料財源任意的配信費 国際放送番組等配信費 必要的配信費 受信料財源任意的配信費	受信料財源配信（必要的配信及び受信料財源任意的配信をいう。以下同じ。）に係る国内放送の放送番組の配信並びに番組関連情報の編集及び配信に要する経費 受信料財源配信に係る国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の配信並びに番組関連情報の編集及び配信に要する経費
	契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費	受信契約及び受信料収納に要する経費 受信改善及び受信相談業務に要する経費 事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費 役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。） 退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費

事業支出	受信料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費	国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じて提供に要する経費
	国際放送番組等配信費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費

契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。）
退職手当・厚生費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費

	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費 財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	特別支出 予備費	固定資産売却損その他の經常支出以外の支出
事業収支差金		
(資本収支)		

款	項	説 明
資本収入	事業収支差金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
	前期繰越金受入れ	
	減価償却資金受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	資産受入れ	
	<u>有料任意的配信業務勘定長期貸付金返還金</u>	
資本支出	放送債券償還積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	建設積立資産戻入れ	
	放送債券長期借入金	期限 1 年以上の借入金
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資 <u>有料任意的配信業務勘定長期貸付金</u> 放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金返還金	

	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費 財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	特別支出 予備費	固定資産売却損その他の經常支出以外の支出
事業収支差金		
(資本収支)		

款	項	説 明
資本収入	事業収支差金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
	前期繰越金受入れ	
	減価償却資金受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	資産受入れ	
	<u>有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金</u>	
資本支出	放送債券償還積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	建設積立資産戻入れ	
	放送債券長期借入金	期限 1 年以上の借入金
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資 <u>有料インターネット活用業務勘定長期貸付金</u> 放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金返還金	

資本収支差金		
(有料任意的配信業務勘定)		
(事業収支)		
款	項	説 明
事業収入	有料任意的配信収入	有料任意的配信業務から生じる収入
	財務収入 雑収入 特別収入	
事業支出	有料任意的配信費	有料任意的配信業務に係る放送番組等の配信に要する経費
	広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出	
事業収支差金		
(資本収支)		
[表略] (受託業務等勘定) (事業収支) [表略] [注 1・注 2 略]		
注 3 予算書の末尾に次の事項を記載すること。		
<u>①</u> 必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用 <u>②</u> 第32条第6項に規定する費用の整理に関する計算方法のうち、必要的配信費に係る部分 <u>③</u> 事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額（一般勘定に限る。） <u>④</u> 事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳 <u>⑤</u> 事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補填の方法（法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるとき		

資本収支差金		
(有料インターネット活用業務勘定)		
(事業収支)		
款	項	説 明
事業収入	放送番組等有料配信収入	有料インターネット活用業務から生じる収入
	財務収入 雑収入 特別収入	
事業支出	放送番組等有料配信費	有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じて提供に要する経費
	広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出	
事業収支差金		
(資本収支)		
[表同左] (受託業務等勘定) (事業収支) [表同左] [注 1・注 2 同左] 注 3 [同左]		
[新設] <u>①</u> [同左] <u>②</u> [同左] <u>③</u> [同左]		

は、その旨)

〔6〕 法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨

別表第二号の二 (第32条第5項関係)

業務別費用整理方法

- 1 第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 必要的配信業務のうち国内放送若しくは国際放送に係る放送番組の配信並びに番組関連情報編集及び配信に係るもの、受信料財源任意的配信業務のうち国内放送の放送番組等の配信に係るもの (別表第三号の二において「国内受信料財源任意的配信業務」という。)) 又は受信料財源任意的配信業務のうち国際放送の放送番組等の配信に係るもの (別表第三号の二において「国際受信料財源任意的配信業務」という。)) の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費 (必要的配信費及び受信料財源任意的配信費)、国際放送番組等配信費 (必要的配信費及び受信料財源任意的配信費) 並びに有料任意的配信費	配信を行う放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテント制作費比 (配信を行う放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、権利処理件数の比 (配信を行う放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続の確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。)、提供事業者の数の比 (配信を行う放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。)) 又はアクセス数比 (配信に必要な認証設備への接続回数比をいう。))
給与及び退職手当・厚生費	人員比 (第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。))
共通管理費	人員比、面積比 (第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。)) 又は支出額比 (第32条

〔4〕 [同左]

別表第二号の二 (第32条第4項関係)

業務別費用整理方法

- 1 第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 国内インターネット活用業務 (受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)) 又は国際インターネット活用業務 (受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)) の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテント制作費比 (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)、権利処理件数の比 (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続の確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。)、提供事業者の数の比 (電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。)) 又はアクセス数比 (電気通信回線を通じて放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数比をいう。))
給与及び退職手当・厚生費	人員比 (第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。))
共通管理費	人員比、面積比 (第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。)) 又は支出額比 (第32条

	第1項から第4項までの各号に掲げる業務に係る支出額（共通管理費を除く。）の比をいう。）
減価償却費	配信を行う放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号（第34条第1項関係）			
財 産 目 録		年 月 日	現在
(協会全体)			
[表略]			
[備考1・2 略]			
[注 略]			
貸 借 対 照 表		年 月 日	現在
(協会全体)			
[表略]			
[備考 略]			
(一般勘定)			

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			
受信料未収金			
未収受信料欠損引当金			
有価証券			
番組勘定			
貯蔵品			
前払費用			
有料任意の配信業務勘定短期貸付金			
受託業務等勘定短期貸付金			
未収金			
未収消費税等			
その他の流動資産			
貸倒引当金（貸方）			

	第1項から第3項までの各号に掲げる業務に係る支出額（共通管理費を除く。）の比をいう。）
減価償却費	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号（第34条第1項関係）			
財 産 目 録		年 月 日	現在
(協会全体)			
[表同左]			
[備考1・2 同左]			
[注 同左]			
貸 借 対 照 表		年 月 日	現在
(協会全体)			
[表同左]			
[備考 同左]			
(一般勘定)			

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			
受信料未収金			
未収受信料欠損引当金			
有価証券			
番組勘定			
貯蔵品			
前払費用			
有料インターネット活用業務勘定短期貸付金			
受託業務等勘定短期貸付金			
未収金			
未収消費税等			
その他の流動資産			
貸倒引当金（貸方）			

特定資産合計 繰延資産 放送債券発行費 開発費 繰延資産合計 資産合計 (負債の部) 流動負債 短期借入金 一年以内に返済する長期借入金 一年以内に償還する放送債券 未払金 未払消費税等 受信料前受金 短期リース債務 その他の流動負債 流動負債合計 固定負債 放送債券 長期借入金 退職給付引当金 役員退任引当金 国際催事放送権利引当金 長期リース債務 その他の固定負債 固定負債合計 負債合計 (純資産の部) 資本 承継資本 固定資産充当資本 剰余金 (欠損金) 建設積立金 還元目的積立金 繰越剰余金 (繰越欠損金) 評価・換算差額等 純資産合計 負債純資産合計				
特定資産合計 繰延資産 放送債券発行費 開発費 繰延資産合計 資産合計 (負債の部) 流動負債 短期借入金 一年以内に返済する長期借入金 一年以内に償還する放送債券 未払金 未払消費税等 受信料前受金 短期リース債務 その他の流動負債 流動負債合計 固定負債 放送債券 長期借入金 退職給付引当金 役員退任引当金 国際催事放送権利引当金 長期リース債務 その他の固定負債 固定負債合計 負債合計 (純資産の部) 資本 承継資本 固定資産充当資本 剰余金 (欠損金) 建設積立金 還元目的積立金 繰越剰余金 (繰越欠損金) 評価・換算差額等 純資産合計 負債純資産合計				

(有料任意の配信業務勘定)
[表略]
(受託業務等勘定)
[表略]
[注 略]

損 益 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

科 目		金 額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	
	受信料	
	交付金収入	
	有料任意の配信収入	
	副次収入	
	受託業務等収入	
	経常事業支出	
	国内放送費	
	国際放送費	
	国内放送番組等配信費	
	必要の配信費	
	受信料財源任意の配信費	
	国際放送番組等配信費	
	必要の配信費	
	受信料財源任意の配信費	
	有料任意の配信費	
	受託業務等費	
	契約収納費	
	受信対策費	
	広報費	
	調査研究費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	未収受信料欠損償却費	

(有料インターネット活用業務勘定)
[表同左]
(受託業務等勘定)
[表同左]
[注 同左]

損 益 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

科 目		金 額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	
	受信料	
	交付金収入	
	放送番組等有料配信収入	
	副次収入	
	受託業務等収入	
	経常事業支出	
	国内放送費	
	国際放送費	
	国内放送番組等配信費	
	国際放送番組等配信費	
	放送番組等有料配信費	
	受託業務等費	
	契約収納費	
	受信対策費	
	広報費	
	調査研究費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	未収受信料欠損償却費	

	経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収支差金	
経常事業外収支	経常収支差金	
特別収支	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金	当期事業収支差金	
当期事業収支差金	当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	
(一般勘定)		
科目	金額	千円
経常事業収入 受信料 交付金収入 副次収入 経常事業支出 国内放送費 国際放送費 国内放送番組等配信費		

	経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収支差金	
経常事業外収支	経常収支差金	
特別収支	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金	当期事業収支差金	
当期事業収支差金	当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	
(一般勘定)		
科目	金額	千円
経常事業収入 受信料 交付金収入 副次収入 経常事業支出 国内放送費 国際放送費 国内放送番組等配信費		

建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ		
(有料任意の配信業務勘定)		
科目	金額	千円
経常事業収入 有料任意の配信収入 経常事業支出 有料任意の配信費 広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費		
経常事業収支差金		
経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費		
経常事業外収支差金		
経常収支差金		
特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出		
当期事業収支差金		
当期事業収支差金		

建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ		
(有料インターネット活用業務勘定)		
科目	金額	千円
経常事業収入 放送番組等有料配信収入 経常事業支出 放送番組等有料配信費 広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費		
経常事業収支差金		
経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費		
経常事業外収支差金		
経常収支差金		
特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出		
当期事業収支差金		
当期事業収支差金		

一般勘定への繰入れ 事業収支剰余金	
----------------------	--

(受託業務等勘定)

[表略]

注 必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用のほか、損益計算書に記載すべき注記は、損益計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

資 本 等 変 動 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)
[表略]
(一般勘定)

(単位：千円)						
科 目	資 産				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産 合計
	承継 資本	固定資 産充 当 資本	本 剰余金			
			建設積 立金	還元目 的積立 金		
前期末残高						
当期変動額						
資本支出充当						
当期事業収支 差金（当期欠 損金）						
建設積立金繰 入れ						
建設積立金取 崩し						
還元目的積立 金繰入れ						
還元目的積立 金取崩し						
有料任意的配 信業務勘定か らの受入れ						

一般勘定への繰入れ 事業収支剰余金	
----------------------	--

(受託業務等勘定)

[表同左]

注 損益計算書に記載すべき注記は、損益計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

資 本 等 変 動 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)
[表同左]
(一般勘定)

(単位：千円)						
科 目	資 産				評価・換算差額等	純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	本 剰余金			
			建設積立金	還元目的積立金		
前期末残高						
当期変動額						
資本支出充当						
当期事業収支差金（当期欠損金）						
建設積立金繰入れ						
建設積立金取崩し						
還元目的積立金繰入れ						
還元目的積立金取崩し						
有料インターネット ネット活用業務勘定からの 受入れ						

資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計					
当期末残高					

(有料任意の配信業務勘定)

〔表略〕

(受託業務等勘定)

〔表略〕

〔備考 略〕

〔注 略〕

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

〔略〕

〔注 略〕

別表第三号の二 (第14条の5第1項第4号イ、第32条第7項、第34条第3項第4号ㄴ関係)

受信料財源任意の配信業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目	二号業務		三号業務	合 計
	国内受信料財源 任意の配信業務	国際受信料財源 任意の配信業務		
国内放送番組等配信費				
コンテンツ制作業務費				
コンテンツ制作設備費				
配信業務費				
配信設備費				
認証業務費				
認証設備費				
視聴者対応				

資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計					
当期末残高					

(有料インターネット活用業務勘定)

〔表同左〕

(受託業務等勘定)

〔表同左〕

〔備考 同左〕

〔注 同左〕

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

〔同左〕

〔注 同左〕

別表第三号の二 (第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号ㄴ関係)

受信料財源インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目	二号業務			三号業務	合 計
	国内インターネット活用業務		国際インターネット活用業務		
国内放送番組等配信費	常時同時配信等業務	左記以外の業務			
コンテンツ制作業務費					
コンテンツ制作設備費					
配信業務費					
配信設備費					
認証業務費					
認証設備費					
視聴者対応					

費									
企画費									
開発費									
小計									
国際放送									
番組等配									
信費									
小計									
広報費									
給与									
退職手当・厚生費									
共通管理費									
減価償却費									
合計									
費用の上限									

注 1 この表において、「費用の上限」とは、法第21条の2第1項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源任意的配信業務の実施に要する費用の上限をいう。

注 2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注 3 受信料財源任意的配信業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第14条の5第1項第4号ロ、第32条第7項、第34条第3項第4号ソ関係）

有料任意的配信業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(有料任意的配信業務勘定)

(単位：千円)

科 目	金 額
有料任意的配信費	
コンテンツ制作業務費	
コンテンツ制作設備費	
配信業務費	
配信設備費	
認証決済業務費	

費									
企画費									
開発費									
小計									
国際放送									
番組等配									
信費									
小計									
広報費									
給与									
退職手当・厚生費									
共通管理費									
減価償却費									
合計									
費用の上限									

注 1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第12項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

注 2 【同左】

注 3 受信料財源インターネット活用業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第12条の4第1項第4号ロ、第32条第6項、第34条第3項第4号ソ関係）

有料インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位：千円)

科 目	金 額
放送番組等有料配信費	
コンテンツ制作業務費	
コンテンツ制作設備費	
配信業務費	
配信設備費	
認証決済業務費	

	認証決済設備費	
	利用者対応費	
	企画費	
	開募費	
	小計	
広報費		
給与		
退職手当・厚生費		
共通管理費		
減価償却費		
合計		

[注 略]

別表第四号 (第34条第3項関係)

収入支出決算表

年度

(一般勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計		
		(1)	(2)	(1)+(2)	(4)	(3)-(4)
事業収入	受信料 交付金収入 副次収入 財務収入 雑収入 特別収入	千円	千円	千円	千円	千円
事業支出	国内放送費					
	国際放送費					
	国内放送番組等配信費					
	受信料財源任意の 必要の配信費					

	認証決済設備費	
	利用者対応費	
	企画費	
	開募費	
	小計	
広報費		
給与		
退職手当・厚生費		
共通管理費		
減価償却費		
合計		

[注 同左]

別表第四号 (第34条第3項関係)

収入支出決算表

年度

(一般勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(3)-(4)
事業収入	受信料 交付金収入 副次収入 財務収入 雑収入 特別収入	千円	千円	千円	千円	千円
事業支出	国内放送費					
	国際放送費					
	国内放送番組等配信費					

資本支出	勘定長期貸付金返還金					
	長期借入金					
資本収支差金	建設費					
	出資					
	放送債券償還積立資産繰入れ					
	建設積立資産繰入れ					
	放送債券償還金					
	有料任意の配信業務勘定長期貸付金					
長期借入金返還金						

(有料任意の配信業務勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計 (1)+(2)		
事業収入	有料任意の配信収入	千円	千円	千円	千円	千円
事業支出	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
	有料任意の配信費					
	広報費 給与 退職手当・厚生費					

資本支出	活用業務勘定長期貸付金返還金					
	長期借入金					
資本収支差金	建設費					
	出資					
	放送債券償還積立資産繰入れ					
	建設積立資産繰入れ					
	放送債券償還金					
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金					
長期借入金返還金						

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計 (1)+(2)		
事業収入	放送番組等有料配信収入	千円	千円	千円	千円	千円
事業支出	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
	放送番組等有料配信費					
	広報費 給与 退職手当・厚生費					

事業収支差金	共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出						
(資本収支) [表略] (受託業務等勘定) (事業収支) [表略] [注 1 略]							
<u>注 2</u> 必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用を欄外に記載すること。							
<u>注 3</u> 事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。							
<u>注 4</u> ～ <u>注 8</u> [略]							
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。							
事業収支差金	共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出						
(資本収支) [表同左] (受託業務等勘定) (事業収支) [表同左] [注 1 同左] [新設]							
<u>注 2</u> [同左]							
<u>注 3</u> ～ <u>注 7</u> [同左]							

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、放送法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第二条第四項の申請については、この省令による改正後の放送法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条の三及び第十四条の四の規定の例により行うものとする。

2 改正法附則第四条第一項の届出については、新規則第十条の三の規定の例により行うものとする。

3 日本放送協会（以下この条において「協会」という。）は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十条第一項に規定する収支予算、事業計画及び資金計画を作成するに当たっては、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係る国内放送番組等配信費及び国際放送番組等配信費については、新規則別表第二号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注3(1)及び(2)に相当する事項を予算書の末尾に記載しなければならない。

4 改正法の施行前にこの省令による改正前の放送法施行規則（以下この条において「旧規則」とい

う。）の規定により作成した収支予算、事業計画及び資金計画における「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金」、「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金」及び「有料インターネット活用業務勘定」は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、それぞれ「有料任意的配信業務勘定長期貸付金返還金」、「有料任意的配信業務勘定長期貸付金」及び「有料任意的配信業務勘定」とみなす。

5 協会は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る改正法第二条による改正前の放送法第二十条第十六項に規定する実施計画は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、新規則第十四条の五並びに第三十二条第一項及び第三項から第七項までの規定の例により、定めるものとする。

6 協会は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十四条第一項に規定する財務諸表を作成するに当たっては、新規則第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係る国内放送番組等配信費及び国際放送番組等配信費については、次の各号に掲げる事項を当該各号に定めるところにより記載しなければならない。

一 新規則別表第三号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注に相当する事項 損益計算書の末尾に記載すること。

二 新規則別表第三号の二及び別表第三号の三に定める様式により作成する費用の明細に相当する事項 令和七年四月一日から施行日までの期間に係る費用の明細と分けて新規則第三十四条の規定の例により記載すること。

三 新規則別表第四号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注2に相当する事項 旧規則別表第四号に定める様式により作成する書類の欄外に記載すること。

7 前項の規定により作成した財務諸表における「有料インターネット活用業務勘定短期貸付金」、「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金」及び「有料インターネット活用業務勘定」は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、それぞれ「有料任意的配信業務勘定短期貸付金」、「有料任意的配信業務勘定長期貸付金」及び「有料任意的配信業務勘定」とみなす。